

議案第16号

羽曳野市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月25日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

提 案 理 由

大阪府国民健康保険運営方針を踏まえ、本市の国民健康保険料の賦課割合を変更するとともに、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正に伴い国民健康保険料の軽減判定所得基準額に関する規定を改正し、及び延滞金の取扱いに関する規定を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市国民健康保険条例(昭和 35 年羽曳野市条例第 172 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 1 号中「100 分の 45.8」を「100 分の 45.5」に改め、同項第 3 号ア中「100 分の 20.7」を「100 分の 21.0」に改める。

第 15 条の 6 の 5 第 1 項第 1 号中「100 分の 46.0」を「100 分の 45.7」に改め、同項第 3 号ア中「100 分の 20.6」を「100 分の 20.9」に改める。

第 15 条の 11 第 1 項第 1 号中「100 分の 44.9」を「100 分の 44.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 55.1」を「100 分の 55.5」に改める

第 19 条第 1 項第 2 号中「280,000 円」を「285,000 円」に改め、同項第 3 号中「510,000 円」を「520,000 円」に改める。

(羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則第 2 項を次のように改める。

2 この条例の施行の際現に納付していない保険料に対して延滞金額を計算する場合において、既に確定している延滞金を除き、その保険料の納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、この条例による改正後の第 24 条第 1 項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の羽曳野市国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度以後

の年度分の保険料について適用し、平成 31 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(羽曳野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 羽曳野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則第 2 項を次のように改める。

- 2 この条例の施行の際現に納付していない保険料に対して延滞金額を計算する場合において、既に確定している延滞金を除き、その保険料の納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、この条例による改正後の第 6 条第 1 項の規定を適用する。

新旧対照表

新	旧
<p>第1条関係 羽曳野市国民健康保険条例</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の <u>100分の45.5</u> に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の <u>100分の21.0</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ 省略</p>	<p>第1条関係 羽曳野市国民健康保険条例</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の <u>100分の45.8</u> に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の <u>100分の20.7</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ 省略</p>

<p>2・3 省略</p> <p>第15条の2～第15条の6の4 省略 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の <u>100分の45.7</u> に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 世帯平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の <u>100分の20.9</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ 省略</p>	<p>2・3 省略</p> <p>第15条の2～第15条の6の4 省略 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の <u>100分の46.0</u> に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 世帯平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の <u>100分の20.6</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ 省略</p>
<p>2・3 省略</p> <p>第15条の6の6～第15条の10 省略 (介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の <u>100分の44.5</u> に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の</p>	<p>2・3 省略</p> <p>第15条の6の6～第15条の10 省略 (介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の <u>100分の44.9</u> に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の</p>

100 分の 55.5 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2・3 省略

第 15 条の 12～第 18 条 省略

(保険料の減額)

第 19 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第 15 条の 6 の額を超える場合には、第 15 条の 6 の額)とする。

(1) 省略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 285,000 円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 520,000 円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲

100 分の 55.1 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2・3 省略

第 15 条の 12～第 18 条 省略

(保険料の減額)

第 19 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第 15 条の 6 の額を超える場合には、第 15 条の 6 の額)とする。

(1) 省略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 280,000 円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 510,000 円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲

<p>げる額とを合算した額 ア・イ 省略 2～4 省略 以下省略</p> <p>第 2 条関係 羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 省略</p> <p>2 <u>この条例の施行の際現に納付していない保険料に対して延滞金額を計算する場合において、既に確定している延滞金を除き、その保険料の納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、この条例による改正後の第 24 条第 1 項の規定を適用する。</u></p>	<p>げる額とを合算した額 ア・イ 省略 2～4 省略 以下省略</p> <p>第 2 条関係 羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 省略 (経過措置)</p> <p>2 <u>この条例による改正後の第 24 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料(普通徴収に係る平成 23 年度第 12 期を納期とするものは除く。)に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。</u></p>
---	---

羽曳野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則 <u>(施行期日等)</u></p> <p>1 省略</p> <p>2 <u>この条例の施行の際現に納付していない保険料に対して延滞金額を計算する場合において、既に確定している延滞金を除き、その保険料の納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、この条例による改正後の第 6 条第 1 項の規定を適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 省略 <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料(普通徴収に係る平成 23 年度第 12 期を納期とするものは除く。)に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。</u></p>